

番号	Q	A
この事業について		
1	本事業の目的は何ですか？	長期化する物価高騰や社会情勢の変化、近年続く賃上げなど、中小企業にとって課題が山積しています。このため、中小企業の創意工夫を活かして、新製品・新サービスの開発、ならびに新市場・新分野へ進出する計画を作成した場合に各種支援を展開することで、都内中小事業者の経営の多角化及び経営基盤を強化することを目的としています。
2	助成金とは何ですか？	助成金とは、企業又は個人事業主の事業活動を支援するための制度です。「協力金」や「融資」とは異なり、今後の事業活動に向けた取組経費の一部から助成金額を確定し、取組完了後に後払いで交付（支払）するものです。認められた場合は原則返還不要です。 ただし、偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は、受けようとしたときは、助成金の返還、刑事罰が適用される場合もあります。
3	助成対象期間とは何ですか？	助成金の対象となる「契約・取組の実施・支払」をすべて完了しなければならない期間のことです。本事業における助成対象期間は、交付決定日から最長1年間です。助成対象期間外に行われた契約、実施、支払は対象となりませんので、スケジュールを綿密に立てて取組を実施してください。 ※販売促進費の一部など、助成対象期間前に契約したものでも例外的に対象となる場合があります。詳細は募集要項をご確認ください。
4	助成金の金額はいくらですか？	助成率は助成対象経費の2/3以内となり、助成限度額は1,000万円となります。
5	助成率2/3の意味を教えてください。	助成対象となる300万円（税抜）の備品を購入した場合、300万円の3分の2である200万円が助成金で支払われることになります。 残りの100万円及び消費税30万円は事業者が負担することになります。

番号	Q	A
6	申請すると助成金が振り込まれるのですか？	助成金は、申請するだけでは助成金は支払われません。申請から審査を経て交付決定を受けた後、対象となる取組を実施いただき、実績報告と完了検査への対応、請求書の提出を終えてからの後払いとなります。資金計画には十分ご注意ください。 【申請から助成金振込までの流れ】 ※カッコ付きは公社の事務 申請→（審査）→（交付決定）→取組の実施→実績報告→（完了検査）→（確定）→請求書提出→（助成金振込）
7	交付決定から助成金振込までどのくらいの期間がかかりますか？	交付決定から助成金振込まで、取組の実施、実績報告書類の提出、完了検査への対応、請求書の提出が必要となるため、一概に助成金振込の時期を申し上げることができません。 書類等に不備・不足や、内容に問題がなく、すべてがスムーズに進めば、その分助成金の支払も早くなります。
8	交付決定された後で助成金を交付されないことや、減額されることはありますか？	あります。 「交付決定」とは、助成金の交付対象者として決定された状態を意味しており、助成金の支払額が決定したということではありません。 交付決定後に実際に取り組んだ内容を、実績報告で報告いただき完了検査の結果、助成金の支払額が確定することになります。 交付決定後、助成事業の遂行や経理関係書類の整備が適切に行われていない場合、交付決定された金額のうち、一部または全部が交付できなくなったり、不備のある部分が減額される可能性があります。
9	他の公的機関の助成金と同一テーマ・内容で重複して申請することは可能ですか。	他の公的機関の補助金等とは、併願申請は可能です。しかし、同一テーマで他の公的機関と二重に助成金を受け取ることはできないため、両方採択された場合は、一方を辞退していただきます。
10	公社の他の助成事業と同一テーマ・内容で申請することは可能ですか。	公社の他の助成事業との併願申請は不可です。どちらか一方のみを申請してください。

番号	Q	A
11	本事業のアドバイザー派遣とは何ですか？	助成事業の実施中、経営のアドバイザー等の専門家が訪問し、サポートを行う制度です。新製品・新サービスの開発及び新市場・新分野への着実な事業化を進めるため、助成事業の運用改善に向けたアドバイスや、本助成事業を契機として新規事業を検討する場合のアドバイスのために訪問します。回数は必須のアドバイザー派遣２回、任意のアドバイザー派遣が最大８回の、計最大１０回実施可能です。派遣時期等の詳細は募集要項をご確認ください。

番号	Q	A
申込資格について		
12	申込資格でいうところの中小企業の定義とはどのようなものですか？	中小企業者とは、中小企業基本法に規定されている以下に該当するもののうち、大企業が実質的に経営に参画していないものをいいます。 ◆製造業、情報通信業（一部はサービス業に該当）、建設業、運輸業、その他業種 資本金が3億円以下、又は常時使用する従業員の数が300人以下 ◆卸売業 資本金が1億円以下、又は常時使用する従業員の数が100人以下 ◆小売業（飲食業含む） 資本金が5千万円以下、又は常時使用する従業員の数が50人以下 ◆サービス業 資本金が5千万円以下、又は常時使用する従業員の数が100人以下
13	申込資格でいうところの小規模企業の定義とはどのようなものですか？	小規模企業者とは、中小企業者のうち、中小企業基本法第2条第5項に規定するものをいいます。 ◆製造業・その他：常時使用する従業員数20人以下 ◆卸売業・小売業（飲食業含む）・サービス業：常時使用する従業員数5人以下
14	常時使用する従業員数の範囲はどこまでですか、パート等の扱いはどうなるのですか？	パート、アルバイト、派遣社員、非正規社員及び出向者等については、名目は臨時雇いであっても、解雇の予告を必要とする人員は従業員に含みます。家族従業員、臨時の使用人、会社の役員、個人事業主は従業員に含みません。
15	大企業が実質的に経営に参画している場合（いわゆる「みなし大企業」）とはどのような場合ですか？	「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいいます。 ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合。 ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資している場合。 ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合。 ・その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合。

番号	Q	A
16	医療法人、学校法人、宗教法人等は中小企業となりますか？	中小企業の定義は、会社及び個人となっています。これらの法人は、会社（株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、相互会社、有限会社）及び個人ではないので、中小企業には該当しません。一般社団法人、社会福祉法人、NPO法人、公益財団法人、公法人も同様です。
17	同一年度に本助成金に複数回申請することは可能ですか。	交付決定を受けた場合は、本年度内の申請はできなくなります。一方、申請が不採択となった場合は、再度の申請が可能です。
18	令和6年度新たな事業環境に即応した経営展開サポート事業(経営改善計画策定による経営基盤強化支援(一般コース))の交付決定を受けているが、本助成金に申請することは可能ですか。	可能です。ただし、同一テーマ・内容で本助成金へ申請することはできません。
19	令和7年度事業環境変化に対応した経営基盤強化事業(一般コース、小規模事業者向けアシストコース、賃上げ重点コース)に申請している（または交付決定を受けている）が、本助成金に申請することは可能ですか。	可能です。ただし、同一テーマ・内容で本助成金へ申請することはできません。
20	都外に法人登記しており、都内に事業所等がある場合は申込できますか？	支店の登記が都内にある場合は申込いただけます。
21	都内に法人登記しており、都外に事業所等がある場合は申込できますか？	都外の事業所が神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県に所在する場合に限り、申込いただけます。（※詳細は募集要項をご参照ください。）
助成金の申請について		
22	助成金の申請方法について教えてください	デジタル庁が運営する電子申請システム j Grantsにて申請いただくため、申請時にGビズIDプライムが必要となります。GビズIDプライムとは、法人又は個人事業主の方が各種行政サービスを電子申請いただくために、ご利用いただけるログインアカウントです。助成金活用予定の方は、あらかじめデジタル庁の「GBizID」(https://gbiz-id.go.jp/top/) のページにて、IDを取得していただきますようお願いいたします。

番号	Q	A
23	指定されたURLを開きましたが、jGrantsの画面に「申請する」等のボタンが無いので申請できません。	可能性が高いものとして、募集期間外である場合などが考えられます。 ※jGrantsの操作方法については、デジタル庁のHP(https://www.jgrants-portal.go.jp/)の画面上部の「申請の流れ」>「事業者クイックマニュアル」をご確認ください。
24	申請フォームを入力し終えた後、「申請する」ボタンを押下したら「補助金の申請可能期間外です。」と表示されて申請ができませんでした。	申請フォームをご入力されている間に、申請受付期間が過ぎてしまったものと考えられます。
助成金申請に必要な書類について		
25	申請にはどのような書類の提出が必要ですか？	事業形態（法人・個人）等によってご提出いただく書類が異なります。詳細は助成金募集要項をご覧ください。
26	納税証明書はどこで取得できますか？	それぞれの所轄の機関にお問合せください。 【法人】 法人事業税納税証明書・法人都民税納税証明書▶都税事務所 【個人】 個人事業税納税証明書▶都税事務所 所得税納税証明書その1▶所管税務署 住民税納税証明書・住民税非課税証明書▶市区町村役所
27	申請に必要な書類を紛失してしまいました。どこで取得できますか？	それぞれの所轄の機関にお問合せください。 書類の入手先については、助成金募集要項をご覧ください。
28	公的機関からの納税猶予の特例を受けているので、納税証明書に未納が記載されるかもしれません。大丈夫でしょうか？	住民税・事業税等に未納がある場合は、申請いただけません。
29	募集〆切までに書類が揃えられそうにありません。一旦申請を出して、後から書類を追加提出することはできますか。	Jグランツの仕様で、追加提出できません。原則として書類が不足している場合、申請が不採択となってしまうため、 <u>「申請する」ボタンを押下する前に、必ず申請内容をご確認ください。</u>

番号	Q	A
30	申請後に、申請書の内容や添付書類に誤りがあることに気が付きました。申請書等の差替えはできますか。	Jグランツの仕様で、差替えできません。原則として書類に誤りがある場合、申請が不採択となってしまうため、 <u>「申請する」ボタンを押下する前に、必ず申請内容をご確認ください。</u>
31	賃金引上げ計画書に添付する賃金台帳は、どのようなものを添付すれば良いですか。	基準期間（※）を通じて常時使用する従業員（主たる実施場所に属する従業員）分（役員は除き、非常勤を含む。個人事業主の場合は、代表者を除く）の、賃金台帳が必要です。 ※基準期間とは、基準日（令和8年4月1日）の属する月の前月から遡った12か月をいいます。
助成対象経費について		
32	申請前に支払った経費は対象になりますか。	対象になりません。助成対象期間内（交付決定日から1年間）に契約、取組の実施、支払い（決済）が完了した経費が対象です。なお、見積もりは交付決定日以前のものでも構いません。 ※販売促進費のうち一部の経費については、助成対象期間前に契約したものも対象となります。詳細は募集要項をご確認ください。
33	〇〇が助成対象となるか事前に確認してほしい。	申し訳ございません。事前の確認はしていません。 ご申請される場合は、「本事業の助成金募集要項」で助成対象経費についてご確認の上ご申請ください。
34	どういった取組が対象になりますか。	「新製品・新サービスの開発」と「新市場・新分野への進出」の両方を行う取組が対象となります。
35	「新製品・新サービスの開発」とは、どのような取組を指しますか。	事業に取り組む事業者にとって、新規性を有する製品やサービスを製造又は提供するための取組を指します。既存の自社事業と比べて新規性を有する取組であることが必要であり、必ずしも世の中における新規性（日本初、世界初など）である必要はありません。
36	「新市場・新分野への進出」とは、どのような取組を指しますか。	事業に取り組む事業者にとって、開発する新製品や新サービスが対象とする市場・分野・ターゲットが、既存事業と異なるニーズや属性（法人／個人、業種、エリア、行動特性等）をもつ新たな市場・分野へ進出するための取組などを指します。

番号	Q	A
37	取組内容が「新製品・新サービスの開発」及び「新市場・新分野への進出」に該当すれば、交付決定されますか。	交付決定については、書類審査・面接審査にて様々な角度から内容を確認のうえ、総合的に判断して行います。対象となる取組であっても、審査により申請が不採択となる場合があります。
38	経費区分「その他経費」には、どのようなものが該当しますか。	新製品・新サービスの開発及び新市場・新分野の進出に直接必要な経費で、募集要項において助成対象外とされていない経費です。
39	機械装置・工具器具費で「金型」を購入予定ですが、自社ではなく製造委託先で保管する予定です。自社以外に設置する場合に該当し、対象外でしょうか。	金型については対象となる場合がありますので、事務局にご相談ください。
助成金の審査について		
40	申請をしましたが、結果はいつ頃分かりますか。	書類審査の結果につきましては、申請から概ね2ヶ月程度でお知らせする予定です。面接審査の結果につきましては、書類審査の結果後、概ね2ヶ月程度でお知らせする予定です。なお、申請の件数や内容により、時期が前後する可能性があります。
41	審査基準について、詳しく教えてください。	審査は新規性、市場妥当性、実現性、優秀性、自己分析力の観点で行います。
42	面接審査の日程は、いつ頃決まりますか。	書類審査が終わり次第、面接審査対象者にメールでお知らせします。
43	面接審査日として指定された日について、変更はできますか。	変更はできません。募集要項に面接審査期間をお示ししているので、この期間中は対応ができるようにスケジュール調整をお願いします。
44	面接会場の近くに駐車場はありますか（車で رفتっても良いか）	駐車場については、ご自身でご確認ください。なお、交通状況や駐車場の空き状況の関係で、面接に遅参となる場合、審査結果に重大な影響を及ぼすことがあるためご注意ください。

番号	Q	A
45	面接はオンラインで受けることもできますか。	面接は対面形式を原則とします。対面での実施が困難である特段の事情がある場合は、事務局までご相談ください。
46	面接には誰が参加できますか。	申請事業者の代表者、役員・従業員に限ります。顧問や経営コンサルタント等の同席、代理出席等はできません。これらの事実が発覚した場合、審査に重大な影響を及ぼすことがあります。
47	日本語が不自由なのですが、面接に通訳は同席できますか。	同席可能ですが、認める発言は、申請者と面接官の意思疎通のための言語変換のみです。通訳が自由意思で発言をしたり、言語変換を超えて助言・補足などをする場合は、顧問や経営コンサルタントの同席と同様にみなします。
48	面接に必要な持ち物は何ですか。	面接は申請書に基づき行うため、出席者の本人確認書類（免許証、マイナンバーカードや顔写真付の社員証など）以外に基本的に必要な持ち物はありません。補足資料やサンプル品など、説明のために特段必要な物については、必要最小限の持ち込みを認めます。
49	不採択通知が届きました。理由が知りたいのですが。	審査内容についてのお答えはできません。ご了承ください。

助成金の交付決定後について

50	交付決定通知を受け取りました。この後はどうすればよいでしょうか？	交付決定日から1年間が助成対象期間です。助成事業（契約、実施、支払）を実施してください。
51	初回のアドバイザー派遣（必須）は、どのタイミングで決まりますか。	交付決定時に、日程の希望をお伺いします。アドバイザーと調整後、日程を通知します。
52	任意のアドバイザー派遣は、どのタイミングで決まりますか。	初回のアドバイザー派遣（必須）完了後に、日程の希望をお伺いします。アドバイザーと調整後、日程を通知します。
53	助成対象期間が終了しました。この後はどうすればよいでしょうか？	助成対象期間中の助成事業の発注又は契約・実施・支払等がすべて完了した内容について、実績報告を行ってください。

番号	Q	A
54	実績報告とは何をすればよいでしょうか？	助成対象期間終了後、原則1カ月以内に「実績報告書」（公社指定様式）及び経理関係書類をご提出ください。 期間内にご提出いただけない場合（公社からの追加提出依頼の書類を含む）、助成金を交付できない場合がありますのでご注意ください。
55	実績報告の書類を提出しました。この後はどうすればよいでしょうか？	事務局にて完了検査と、併せてアドバイザー派遣（必須）をいたします。 ご提出いただいた書類に不備・不足等がある場合はご連絡いたしますので、ご対応ください。
56	助成金の確定通知を受け取りました。この後はどうすればよいでしょうか？	助成金支払のため、「助成金請求書（公社様式）」と「振込口座の通帳またはキャッシュカード（支店番号、口座番号が確認できる箇所）の写し」の2点をご提出ください。 請求書を公社が指定する期限内にご提出いただけない場合、助成金をお支払いできない場合もございますので、ご注意ください。
57	請求書を提出しました。助成金はいつ支払われますか？	ご提出いただいた書類を事務局にて確認後、お支払いいたします。 なお、支払には請求書到着から1カ月程度かかる見込みです。 書類に不備がある場合は助成金の支払まで想定日数より時間がかかる場合があります。
特例適用要件について		
58	特例適用要件の給与等総額とは何を指しますか？	助成事業完了日が属する月の翌月から起算した12か月間で常時使用する従業員（役員は除き、非常勤を含む。個人事業主の場合は、代表者を除く）に支払った賃金台帳に記載の差引支給額です。
59	賃金引上げ計画を掲げる中小企業者及び小規模企業者として交付決定を受けた場合、特例適用要件の助成率が反映された助成金はどのように交付されますか？	助成金交付は2回に分割して実施されます。 1回目は、特例適用要件の優遇を受けない助成率（2/3以内）で算出された金額が交付されます。2回目は、賃金引上げ計画の達成確認後に特例適用要件の助成率（3/4～4/5以内）で算出された助成金から1回目に交付された金額を差し引いた金額が交付されます。助成金の交付を受け切るまで時間が長くなりますのでご注意ください。 ※詳細は募集要項をご確認ください。

番号	Q	A
60	賃金引上げ計画を掲げる中小企業者及び小規模企業者として交付決定を受けましたが、特例適用要件のすべての要件を満たすことができなくなりました。この場合、特例助成金の交付は受けられないのですか。	特例助成金の交付は受けられません。